

# 嘉仁天皇大権空洞化<sup>(統治大権 統帥権 皇族監督権)</sup>と「摂政」設置へ

小林 幸 男

## 「尼港事件」と「臣節」問答

### 「尼港事件」と北樺太占領政策

この課題に関しては、筆者はかつて「対外政策と世論」という小論を発表して（『立命館大学産業社会論集』1985）、1920年初頭、尼港の日本の副領事家族、守備隊、在留邦人ら数百名が「パルチザン」と交戦の末敗れて殆んどが戦死し、残りの降伏した122名は投獄されて、のち日本の援軍が到着する直前に全員虐殺された「惨劇」を、「鬼畜悪逆非道」の「パルチザン」の所業として大キャンペーンを展開し、国論が沸騰して、シベリア政策の秕政を糾弾する政府批判の声は圧殺され、逆に反パルチザン・反ロシア人への圧倒的な憎悪と復讐の怨念が世論を支配する頃合いを計量しながら、北樺太軍事占領政策を強行するにいたった経過を、各新聞社が競合しての煽動記事、遺族の悲涙、とくに石田副領事の在京遺孤芳子（12）の「敵を討ってください」という詩、宮廷華族連中までも動員しての全国的な慰霊イベントの連続、野党をも包含しての国会の政府への鞭撻、などを通じて、同時に他方で北樺太に埋蔵される石油・石炭や漁業・森林利権等の経済的価値がはかられ、国際法的には先例がない、とされる「保障占領」を強行し、しかもその占領は、1925（大正14）年1月20日に日ソ基本条約が調印されてのちの同年の5月15日まで継続した推移を概説したので、本論では省略することを許されたい<sup>1)</sup>。

### 「尼港事件」責任と「臣節」問答

シベリア干渉政策については、もともと野党憲政党も、基本的にこれに反対していたわけではないところへ、1920年5月10日の総選挙では周知のように、政友会278、憲政会110、国民党29、無所属47と惨敗した中で、むしろ逆に「尼港事件」には政府のはやす笛太鼓に同調して、国民に排外主義を鼓吹したのであるから、その政府や軍部への責任追及も全く迫力を欠いて腰の引けたものであった。

したがって、憲政系貴族院議員江木<sup>たすく</sup>翼が、尼港問題に関して、田中義一陸相や加藤友三郎海相が、天皇の宸襟を悩ました（注 心配をかけた）ことへの責任を原敬総理に迫ったが、原総理は、内容はいえないが、二人は「臣節を全うしている」と<sup>コンニャク</sup>蒟蒻問答を繰返して明言を避け、当時の新聞を賑わすだけに終った。

### 江木翼の論点

江木は、國務各大臣の天皇輔弼責任（憲法第55条）を指摘した上で、「<sup>イヤシク</sup>苟も聖旨に藉口して閣臣が其責を免かれることが出来ないことは申す迄もない」が、去る特別議会で田中陸相は「臣節を全うすると云うことを言明せられた」、これは陸相が「辞表を捧呈せられ……優渥なる勅語を拝して、現役軍人、将又臣士の分として已まむと欲して已むことが出来なくして、今日を存して居るものと信ずる」、しかし陸相が「臣節を全うすると云うことを云ったけれども、何等それに対する手続を執らなかつたと云うことであれば、陸軍大臣は所謂二枚舌を使われたのである」、実際は、「大正9年の9月10日前後を以て陸軍大臣は辞表を捧呈せられ……其の後数日を経て天皇陛下日光より還幸の後優詔を賜わって留任せられることになったと信ずべき確実なる理由を持って居る……総理大臣は抑も此事柄に対して全然御否認なさるのであるかどうか」と、「信ずべき確実な」情報を誇示して江木はここぞとばかり肉迫した。

江木は長州の出身、明治30年東大英法卒業の内務官僚で、大隈内閣の書記

官長を1914（大正3）年退官して貴族院議員に就任している。彼の政府攻撃の焦点は、天皇に進退伺の辞表を捧呈しながら、依然として留任するのは、天皇を利用した無責任行為であると糾弾することにあつた。養父千之も文部・内務官僚出身の貴族院議員であつたが、前述の陸相辞表捧呈を含む「信すべき確實」な情報ルートが嘉佗に存したのか、が如何にも頼りなげなことは後述する通りである。

### 原総理の応答ぶり

「唯今昨年9月云々と云うこと」であるが、「そう確信すべき理由があると仰せられる」のであれば「それまでであり……此内容に付て私は茲に申し上げることを避けたい……是は全く陛下と閣臣との間のことで……其事柄の経過並に其事実を明に申すことは……申さない方が宜しい……其以上は江木君が如何に御確信御推定になりますか御随意」である、と突き放し、さらに執拗に食ひ下る江木に対して原は、「尼港事件に付て注意の足らざる所があるか、失策があつたか何かそう云うことに於て責任を取ると云うことは政府は出来ない、責任を取らなければならぬ事実がない、斯様な趣意を申したのであります。併しながら陛下に対し奉りては、左様に唯責任論ばかりを申すべき次第ではない……故に陛下に対し奉りましては、相当の処置を取つたと云う趣意を申した……陸軍大臣は臣節を全うすると申したのは、決して偽りにあらず、左様な処置を取つたのである……唯其の内容顛末を茲に明言することは避けたい」、「答弁の趣意は明瞭であろう」から「之を以て御諒解を願ひたいと言渡し、江木も「強いて之を迫る理由もない」と追及を諦めた<sup>2)</sup>。

### 「陸軍大臣の責任について」の軍務局文書

なお、田中『伝記』には、事前に陸軍省軍務局で研究した「陸軍大臣の責任について」という文書が紹介されている。同文書に日附は無記入だが、当時、1920（大正9）年6月現在の陸軍省首脳は、大臣田中義一中将、次官山梨半造

中将、軍務局長菅野尚一中将、軍事課長畑英太郎大佐、である。

文書は、まず「判決」として、陸軍大臣は「純然タル用兵」には責任を負わずとしてその「理由」を展開し、國務大臣は所管政務について「上御一人」に責任を負うが、議會・国民には「法律上何等ノ責任」は無い。

「国防用兵」は「參謀総長ノ管掌スル所」で、陸軍大臣は「純然タル用兵ニ至リテハ其ノ是非ヲ問フノ権能ヲ有セズ」「故ニ用兵ニ関シテハ政治道德上ト雖、敢テ責任ヲ負フベキ要ナシ」故に議員から用兵上の質問をうけても「答弁セザルモ可ナリ」。

しかし、平時の出兵（注・シベリア出兵を指すか？）については「政策ト用兵トノ關係頗ル複雑」し議政壇上の問題ともなるが、「陸軍大臣ハ政策上ヨリ自己ノ關係シタル業務ノ之ニ就キ責任ヲ負フベク」、「參謀総長ノ上御一人ニ責任ヲ負フベキ事柄」にまでも陸軍大臣が国民に責任を負うことはない。

「要スルニ国民ハ純然タル用兵ニ対シ責任ヲ問」う機関はなく、言論等で云為する以外に手段はない。したがって、「參謀総長カ如何ナル進退ヲ為スヤハ、総長自身ノ判決ト最終ニ於テハ一ニ聖断ニ待ツノ外ナキモノトス」

要するに、「政略出兵」の場合でも、作戦命令による軍隊の配置行動などは、陸軍大臣の関与しない事項であって、「此等ノ過失」から生じた責任は陸軍大臣に関係はなく、「出兵ノ可否或ハ財政上若ハ外交上等ヨリ兵数又ハ行動ニ掣肘ヲ加ヘタル等、苟モ何等カ之ニ関与シタルモノアルトキハ道德上自ラ其ノ責ニ任スルハ勿論ニシテ、幾何程度迄責任ヲ負フヘキヤハ一ニ大臣自身ノ判決ニ待ツノ外ナキモノトス」として、「上御一人の聖断に待つ」としながら、陸相の責任限界をなるべく狭く指摘しているようにみえる。

### 軍は「上御一人」にのみ責任を負う

右文書作成の経過は残念ながら明らかにしない。しかし、文末に「政略出兵」に言及して、用兵事項には陸軍大臣は関与しないが、そこから生じた過失にも責任を負うものではなく、ただ何等かの関係があるときには「道德上」の責任

はあり、その程度如何は陸軍大臣の「判決」に待つ以外にない、との主張は明らかに尼港事件への対応を意識したものではなかろうかと思われる。

ともあれ、大元帥としての天皇の軍隊は、前の「統帥参考」に関連して検討したように、その「統帥」、「軍政」ともに「上御一人」にのみ責任を負って国民・議会には法律上責任を負わず、とくに「統帥」の責任は、参謀総長自身の「判決」と「最終ニ於テハ一ニ聖断ニ待ツノ外」なしとの結論であった。次に検討するように、当時すでに大元帥としての嘉仁天皇の脳病は、宮相による病状診断の公表や、皇太子裕仁・久邇宮良子妃の結婚をめぐるいわゆる宮中某重大事件色盲問題の公然化など、宮廷社会は深刻な不安の暗流に巻き込まれつつあった。

### 天皇嘉仁の異状、国民の耳目を掩い難し

嘉仁天皇の健康状態について、原武史は、結婚（1900年）から即位（1912年）にいたる21才から33才までの12年間は、「幼少期に相次いだ病氣から脱却して健康を回復し（略）大正天皇の知られざる人間性が余すところなく明らかとなる時期に当たっている」と、その「人間性」に同情的な観察をよせている<sup>3)</sup>。その評価にはなお検討の余地が残されているようにも思われるが、シベリア政情もきびしさを加える中で、「上御一人」としての天皇・大元帥でもある嘉仁の健康状態は、その責任と期待にこたえるにはまさに逆行する有様であった。

すでに1919（大正8）年春<sup>4)</sup>に、石原健三（前神奈川知事・従4・勲2・東大法卒・岡山）宮内次官から原総理が報告をうけた天皇の病状では、「別に之と云ふ御病症にもあらざれども（略）御脳の方に何か御病氣あるに非ずや」との医師の診断に、「甚だ恐懼に堪へざる次第」だが、「拝謁したる所にては別段の御様子なし」とその内心の不安を日記に書き留めている。しかし、原首相の危惧は現実のものとなった。8月ごろから天皇の症状は「目に見えて悪化」して言語も明瞭を欠くことが多くなり<sup>5)</sup>、山県や松方、西園寺らの元老も皆憂慮の色を濃くしていた。

そして、1919年11月8日の観艦式では、簡単な勅語が十分に読めず、「国家・国民のため憂慮」と原首相は日記に書き、年末の第42議会の開院式での勅語の朗読は、練習を重ねても困難ということで、天皇は欠席して原総理がこれを代読した<sup>6)</sup>。

### 宮内省、天皇の病状を公表(1)

衆目に天皇の異常は明らかとなり、意を決した原は、1920(大正9)年3月26日の閣議にはかり、侍医三浦謹之助の拝診書と、宮相波多野敬直から内示された世間向けへの公表文案とを協議の上、国民には、心神疲労・1、2年前からの糖尿排出・昨秋末の座骨神経痛等で、なお暫らく葉山での静養を要する旨を宮相から発表する(3月30日)を決定した。陸・海・外3大臣も屢次の謁見で天皇の異常にすでに気付いていて歎息を洩らしていたが、三浦医師の拝診書中に書かれていた、天皇幼少時からの脳膜炎のため、儀式などには緊張して心神疲労し、身体の平衡を保ち難いことなどは、国民への公表には秘されていた。しかし原の見るところでは、天皇自身は「病氣自覚なき模様」<sup>7)</sup>であった。四電侍従武官は心配の余り、「主上の御身の上に……事実出現あるまじき事共迄も脳裡に浮かび出ては神経興奮し容易に眠れず」と苦悩している<sup>8)</sup>。

### 皇太子裕仁に託する祈りと願望

外相内田康哉は4月14日の閣議で、皇太子裕仁が天皇嘉仁に代って、英大使等3ヶ国の公使に謁見し、国書を受理したことにに関して、「御態度並に御言葉等、実に立派にして、宮内官一同と共に感嘆せり」と報告、原総理も「此儀式は我国に於ては初めての事なり」とその感動を書き記している。

また、4月20日の新宿御苑での観桜会では、天皇に代り皇后節子に扈従する皇太子裕仁の「御雄姿ヲ拝シ感激ニ堪ヘス」と、杉浦重剛も記している<sup>9)</sup>。

杉浦は、1914(大正3)年5月以来裕仁の東宮御学問所で倫理学を担当し、後述する宮中某重大事件と騒がれた皇太子・良子結婚問題でも、反対急先鋒の

元老山県有朋と対決し、裕仁を徹底して擁護した人物であるから当然としても、元老や原総理を初めとして、「万世一系の国体」を護持する権力中枢の為政層としては、天皇嘉仁の病状進行に傷悴の日々を重ねる一方で、たとえば、山県元老が裕仁を「恰も石地蔵の如き御態」と嘆きその「箱入り教育」による未熟さに拭いえない不安を抱きながらも、なお裕仁に「国家の基軸としての皇室」（伊藤博文）の将来を託する外はない、という恐らくは祈りにも似た切迫した危機感が感ぜられる<sup>10)</sup>。

### 「尼港事件」の責任問題

天皇嘉仁は、1920年5月2日に葉山から還幸、同25日には沼津に転地、ともっぱら静養を重ねる日常であった。6月18日、上原勇作参謀総長、島村速雄軍会部長が「尼港事件」について拝謁し、「両官奏上の折には 残念なことであった との有難き御沙汰ありし由」で尼港には西侍従武官が派遣された、と四竈侍従武官は日記に記している。

同日、田中陸・加藤海の両相も「尼港事件」の責任者として一応「進退伺い」を天皇に提出したが、両相とも「今回の事件に付ては何等失策ありし事を自任せず」と語り、原首相も、「左様にあらん、而して此進退伺いは何れの点が恐懼せし要点なるや、兎に角宸襟を悩まし奉りたる事が要点なるや」と誘導し、両相とも同意、「他に洩れては困る」旨を答えたので、原首相は翌19日参内、内奏して「其下戻しの裁可」を仰いだ上で、同日、首・陸・海・外4相で北樺太占領について、閣議前にその協議を終えた。

なお、原首相は「参考」として、加藤海相の「進退伺い」の全文をその日記に引用しているが、主旨は、天皇の将兵の赤子が「恨を吞て異城の鬼」と化し、「上聖明に背き下国民の依託を曠ふす 臣恐懼措く所を知らず……伏して罪を闕下に待つ」というものであった<sup>11)</sup>。

ともかく、江木が陸相を「二枚舌」と非難し、「信ずべき確実なる理由」として、9月10日前後に陸相が辞表を捧呈、数日後に天皇が日光から還幸（9月

16日)ののち、優諛により留任した、という原攻撃の焦点には、右の陸・海両相の「進退伺御下戻し」の内幕(6月18日)は全く含まれていないようである。かくて、「臣節問答」の内容は、国民には皆目訳のわからない「蒟蒻問答」のままに議会で攻防の幕を下ろす仕儀となった。

### 田中陸相、職を賭して上原総長に挑戦を策す

ところで、先述「信ずべき確実なる理由」と江木が指摘したことの経過は、実は他の重要な一連の内容に関連していた。それは、田中陸相が原総理と密議を凝らして、元老・山県元帥を抱き込んだ上で、上原参謀総長の率いる統帥幕僚の言動を制圧しようと企図した権道の一端に連がるものであった。

すでに、1920年初頭には、シベリア各地に展開される急速な革命勢力の拡大、突如たる米軍の一方的撤兵政策の実行、などの事態のなりゆきから、シベリア派遣軍を浦潮周辺と中東鉄道沿線に集結させて他の地域からは撤兵させる方針を決め、山県元帥の同意も得て(1月26日)、2月24日には正式に閣議決定し、同日のソビエト政府からの国交回復提議もこれを無視した。

ところが、3月に入って、いわゆる「尼港事件」の勃発と、朝鮮・満州地域における排日運動の激化に当面して、3月31日、政府は、「満朝国境の治安維持」のため「<sup>ニワカ</sup>遽ニ撤兵ヲ決行スル能ハサル所以」を強調する声明を発表し、さらに6月28日の閣議・外交調査会で、サガレン州の占領とザバイカル方面からの撤兵方針を決定、7月3日には、「尼港事件」の惨劇が突発、政府としては「国家ノ威信ヲ全フセムカ為メ 必要ナル措置ヲ執ラサルヘカラス」として、「目下実際上交渉シ得〔ベ〕キ政府ナク如何トモスルコト能ハサル情況ニ在ル」ので、将来正当政府樹立セラレ本事件ノ満足ナル解決ヲ見ルニ至ル迄 <sup>サガレン</sup>薩哈唎州内ニ於テ必要ト認ムル地点ヲ占領スヘシ」、ザバイカル方面からは撤兵するが、「浦潮方面ハ朝鮮ニ対スル脅威排除セラレサルノミナラス却テ悪化セムトスル傾向アリ」、また「ハバロフスク」は薩哈唎州に通じる要衝の地点なので、「已ムヲ得ス相当数ノ軍隊ヲ駐ムヘシ」と宣言した。

これらの経過を見る限り、シベリア政策は明らかに国務主導下に遂行され、さきの陸相責任に関する軍務局文書（前掲）が、平時の出兵（筆者注・シベリア出兵は戦争にあらずとの政府見解）が「政策ト出兵トノ関係頗ル複雑」し、陸相は「政策上ヨリ自己ノ関係シタル業務ノミニ就キ責任ヲ負フベク」という主張は、さきに詳述した沿海州武装解除事件や反ソ全面開戦論など、「国務」と「統帥」との激烈な葛藤の推移を想起せざるを得ない。「統帥」も「軍政」もともに「上御一人」にのみ責任を負い、国民・議会には法律上の責任はなく、「統帥」の責任は参謀総長自身の「判決」と「最終ニ於テハーニ聖断ニ待ツノ外」ない。病む「上御一人」の宸襟を悩ます事態を極力回避するにつとめ、そのためには、陸・海両相も上原総長もともに引責辞表の提出など当然あってはならず、結果として国民の反ソ・反革命の排外主義をさらに煽動する以外に適当な策はなかったであろう。

### 田中陸相、原総理との謀議に至る経過

田中陸相と原総理の密議の経過を、田中の『伝記（下）』の記述<sup>12)</sup>を中心に時系列で追うことにしたい。（『原敬日記』『四電侍従武官日記』を含む）。

1920．6．28 サガレン州占領とザバイカル撤兵を閣議決定。上原参謀総長、「軟弱ぶりにいたく憤激して、辞職するかのような言辞を弄し初めた。」<sup>13)</sup>

【田中の情勢判断】 (1)シベリアの事態は無為放置をゆるさず、日本の国際的孤立と前述への危機、国内的には、陸軍の威信失墜・国民の不信増大・内閣の命運を左右する恐れ。(2)シベリア出兵の事態を速く收拾するには、「参謀本部の態度を改めさすことが絶対に必要」で、そのためには「背後の操縦者」山県元帥を、参謀本部から引離して、陸軍省を支援するように転ぜしめねばならぬ。(3)したがって、この際、田中が陸相辞意を山県に申出て、山県が簡単にこれを「是認」すれば、山県と政府の指向が「相異」して「今後の経綸を実行し

得ない」のだから辞職する、もし山県が「慰留」した場合には、その機会に「爾後の善処方を約定させ」て「今後の政策遂行を期待」できるから、辞任する必要はない。(4)いずれにしても田中の辞任が内閣を倒壊に導くことは絶対に回避すべく、それには山梨陸軍次官を後任にすればよい、との腹案であった<sup>14)</sup>。

1920 . 7 . 1 第43議会開院式、天皇欠席し原総理が勅語代読。

1920 . 7 . 24 天皇嘉仁の第2回病状が宮内省から発表され、態度弛緩・発言不明晰。「拝謁の度毎に只々感泣の外なく、如何にも遺憾に堪へざる所なり」。

1920 . 7 . 27 日光行幸啓、「玉歩稍々困難の御模様にて御乗車まで途中2度も立止らせ給ひしは何等かの御異状」、『四電日記』

1920 . 8 . 勿 田中陸相、山県元帥に会見し辞意表明。山県、即座に発言を遮り、内閣辞任を惹起しては「一大事」ゆえ「切に思い止まるように要望」。田中の種々の説明に、山県「御沙汰があった場合はどうか」と言い、田中、それは全く別問題である、後任は山梨次官を登用すればよく、原総理とも相談して山県には心配をかけない、と答えて辞去。

1920 . 8 . 5 田中、原首相に辞意表明、山県との会見顛末を報告。原が『日記』に記すところでは、田中の趣旨は「不明」であるが、そのということには、尼港事件は「政事上」はなんでもないが、「軍人としては如何にも気に済まず」というにある、しかしこれはすでに「進退伺」の「御下戻」(6 . 18)で決着しているのだから、今更の辞意申出を「善意に解すれば」、これは陸軍部内の都合から出たものではないか、政党嫌いの山県が、5月の総選挙で絶対多数を獲得した政友会内閣の存続を望まず、その更迭を策して「腹心」の田中を辞めさせ、内閣の崩壊を期待しているのではないか、「兎に角原因何れにあるにせよ、山県はもはや国防問題から(陸・海軍備予算)も解決したる今日に於て、現内閣の存続を望まざるは知れ切った話なり」と推測し

ている。

原の判断では、内閣を改造して政権担当を「押通す」か、「余裕を残して此際勇退するか」、「其辺考慮中なれば妄りに辞意など言外すべからず」という状況にあった。教育・交通・産業等に加えて、今回国防問題も解決したので、「今後に於ては思想問題解決の一事あり、此事容易に解決を見るべからざる至難問題なるも、国家のため必要の事と思ふ」と原は書き記している（『原敬日記』、同日）。

1920. 8. 10 原首相は、前日（8月9日）に山県を往訪して田中辞意に関する山県の真意を確かめた上で、この日、田中を招いて慰留して合議を重ねた。席上、田中は、上原参謀総長と意見が合わず、しばしば、統帥権を云々するので、シベリア出兵は戦争ではなく、政府の政策決定に従うべしと抑えてきたが、今回は尼港事件で辞意を洩らしているのので、先手を打って首相に辞意を提出した上で、今後の処理を進めたい、とかねての腹案の内容を説明した。

原総理は、改革は内部に改革者があってはじめて成功する、外部からでは成功しない。「かりに世間の軍閥攻撃の声を利用し、その勢力にたよるときは、外部からでも改革できなくはないように考えられるが、それでは陸軍の改革はできて将来陸軍は無力化するおそれがある」と指摘し、「参謀本部と衝突」したならば、これを改革するのに躊躇を要しない。ただし今日は、「上原等がいかなる口実を述べたにしても」、世間は尼港事件の責任に起因すると「誤解するのは必定である」として上原の辞職にも反対した。

ここには、日露戦後の日比谷焼討騒擾・大正政変・シーメンス事件・米騒動・普選運動等、幾多の激烈な民衆運動と対決してきた権力者原敬の哲学が鮮明に映し出されている。

この点では、田中の発想は、「参謀本部を改革するには自分は参謀総長を兼

任するぐらいの気概がいる、」とか、9月上旬頃までに上原の反対しているハバロフスクからの撤兵決定が予想されるので、「この機会に参謀本部の改革に一気に着手してもいいと考えた、」とか、「この際断乎として山県元帥の参謀本部操縦をやめさすとともに元帥の手でこれを制御さすべきであると考えた、」とか、その意気込みや壯とすべきなのだが、田中の具体策は、田中辞任に原も同調し、山県が最も恐れる内閣の倒壊を招く 山県、「優詔降下」を奏請して田中を慰留する 田中、この機を利用して、参謀本部操縦を山県にやめさせる言質をとる、というものであった<sup>15)</sup>。

1920. 9. 9 原、山県を訪ね、田中の陸相辞意を引留めることについて両者の合意を確認し、原が内閣の進退問題に言及するや、山県は、「夫れは以ての外的事なり、尚3年位は継続を要す」と言い、原は進退の自由だけは保留した。原は、「田中山県の間には如何なる魂胆ありしや知るを得ざれども」、山県、田中辞任による内閣倒壊の責任を回避するため、原の内意を探ろうとしている、と原は推測している。原は田中になお一抹の疑念を残している。

なお、この日、山県は、皇太子裕仁の洋行問題に関連して、天皇嘉仁の「御代理の事懸念に堪へず」という原の発言に対して、「結局撰政を置かるる外なからん」と言い、原も「到底其外なかるべし」と応じ、原がさらに「思想問題の真に容易ならざる」を説き、山県も「飽くまで同感」で「是非此事は尽力を望む」と期待を示した<sup>16)</sup>。

1920. 9. 10 田中、原首相に辞意を提出し、これを山県元帥に見せてもらえば、山県は自分(田中)を招致するであろうから、その際、かつて裁可を得た「省・部」間の取極(注・統帥権の独立を保護する内容で、参謀本部が事毎に山県元帥の後援を楯に、政策の実行を不可能たらしめた、と田中の主張)の「覚書を取消す」という言質をとり、その上で政策を断行したい」と述べた。同日付の辞表

には、さきに「寛大なる御沙汰」を拝したが、「将来軍事上の施設は益々多端にして臣の微力」では到底職責を全うできないので、「重責を解き更に適材を挙げられん事を」と記されていた<sup>17)</sup>。

この日の『原敬日記』には、現状で辞職するのは、国民に尼港事件の責任問題を再び湧起させるから、田中、上原とも今日辞任は不可である、陸軍の改革は他からでは成功せず、と前に引用した持論を強調し、「今や世間にては（外国<sup>ママ</sup>にても）参謀本部は所謂軍国主義を脱せず、故に政府の議を圧迫するとの評ある次第なれば、参謀本部の改革は此等の誤解を除くの効能あるべく、又国内に於ても軍閥軍人と国民と没交渉のものとなりては将来我国防に由々しき病根となるべく、今日にては軍人独り国防に任ずべきものに非らざれば、軍閥跋扈の猜忌を除き国民と共に国防に任ずるには、参謀本部軍国主義なりとの国民及び外国の猜疑を除かざるべからず、而して之を除いて始めて我国防の鞏固を来するものなり」と欧州大戦前の思想を改める必要を力説した。

田中も、上原に先手を打っての辞表提出が好都合との判断を取止め、世間的には尼港事件と無関係というわけにも参らぬから、責任論の全く消滅したところを見て「更に御相談する場合もあるべく」と当面の計画を撤回した。

1920.9.13 原・山県会談が行われ、9月16日午後、陸相の辞表は侍従長を経て下げ戻された。この日の日記に、原は、参謀本部が数年来山県を背景としているので面倒が多く、「此苦衷は推察を乞う」という田中の発言を書き留めている。

1920.9.17 田中は宮中に参内拝謁、留任大命に御礼を言上、閣議では八バロフスク撤兵の訓令を決定して軍司令官に回訓したが、すでに山県からの情報が洩れていて、上原参謀総長からは音沙汰もなかった。

1920.9.20 田中は山県を訪問して留任の経過を報告するとともに、陸軍内部の事情につき山県の配慮を要請して承諾を得た。

かくて、「憂慮された「省・部」の対立も、参謀本部の譲歩のかたちで……文字通り小康を得たが……抜本的措置とまでには至らなかった。」<sup>18)</sup>

## 挙国一致体制の緊急課題と日本国家

先に述べた江木の「信ずべき確実なる理由」論議は、右の経過が示すように、田中陸相が上原参謀総長を掣肘するために、山県元帥を誘い込んでの芝居の内幕の一端を指摘したものではあったが、原首相は、田中や上原の辞意表明を含めて、それが世間に洩れ、尼港事件と結びつけて天皇への責任云々にまで波及する可能性については、極めて神経質に配慮していた。

注・このころ、宮中では、男子皇族の臣籍降下規定を、皇室典範中に新設するための皇族会議が開かれ(1920.5.15)、枢密院会議で可決ずみの同案が、複数の皇族の発言のため、ついに不裁決のまま天皇に奏上するという不始末となり、このため宮相波多野敬直は引責辞職、後任には山県元帥配下の陸軍中将中村雄次郎が襲任した(1920.6.17)<sup>19)</sup>(のちに詳述)。

### 軍需工業法動員法の制定をめぐる

欧州大戦の強烈な教訓として、挙国一致体制、国家総動員、無条件降伏による終焉等は、日本の為政層にとっても深刻な衝撃を与えにはおかなかった。

たとえば、原敬も、寺内正毅内閣の1918(大正7)年3月に、当時政友会総裁として内相の地位にあり、陸相大島健一中将から、議会に提案した軍需工業動員法案の通過要請を受け、政友会総務委員会で発言して、「同法案は一夜づくりで不備杜撰なものだが、戦時にはきわめて必要だから修正可決するよう指示」した経緯がある<sup>20)</sup>。

したがって、挙国一致対策につねに腐心していた原総理は、蔵相高橋是清が「参謀本部・文部省廃止論」を私見として印刷し公表しようとしたのを、「却

て反撥を惹起し逆効果を招く」としてこれを制止し（1920.10.5）、また、田中陸相の参謀本部掣肘意見にも、軍部改革は部内の力に依拠すべきで、もし外部の力に依存するときは、改革の目的は達したとしても、陸軍自体は弱体化して威信を喪失し、ついには国民と乖離するにいたる惧れがある、と説いて田中に注意している（前述）。

この原の発想には、国家の制度や法律を民衆の直接のエネルギーによって変革することは、首都に革命を招来する危険がある、として「普選亡国論」を唱え、突如たる国会解散（1920.2.26）で当時の沸騰する普選運動と力で対決した原の民衆観とも通底した、最高権力者としての彼の実像を如実に映し出している。

1920.10.25（原『日記』）、長岡外史（長州、陸軍中将、航空機問題の先駆者、衆議院議員、上原と意見対立）の談では、山県が死ねば参謀本部は廃止の運命にある。また軍国主義とて日本が世界の誤解を受けるのも当然で、どの国にもこのような大機関を有する国はない由。原も参謀本部のような、省を凌ぐ大規模の建物があるなど、一見してその威力に反感を起こすとの言に、田中も同感し、結局は陸軍省内に之を移す位のことにはしたい。とにかく自分（田中）はできるだけ参謀本部を制していく積りなので、高橋蔵相のような議論が世間に出るのは困る。原も、高橋にはなお篤と注意しておくことと応じ、2日後、原、高橋に参謀本部廃止論を公表しないよう「堅く戒しめ」、高橋も応諾した。

田中陸相も総動員体制の緊急性には早くから着眼していた。田中参謀次長は1915（大正4）年12月3日の講演で、「今後の戦争は、国民全体があらゆる力を傾け尽くして、最後の勝敗を決するのであって、即ち国家総力戦である」と力説した。

また、田中次長は参謀本部第1課（編成動員）の森五六大尉に命じて各国の総

動員計画の実情を調べさせて、1917(大正6)年9月に参謀本部から『全国動員計画必要ノ議』と題する「秘」扱い文書を一部の人々に配布した。

注・同文書は日本における総動員計画案としての最初の文書ではなかろうかと考えられるが、防衛庁戦史叢書『陸軍軍需動員 1 計画編』(1967.10)は、この執筆者は「明らかでない」と断りながらも、次のように記している。「陸軍大臣(注 大島健一中将)は陸軍砲兵少佐鈴村吉一(陸士第11期生)を欧州諸国に派遣して、各国の軍需工業動員状況の調査を命じていたが、同少佐は大正6年9月帰朝して、兵器局課員に補せられ、鉄砲課勤務を命ぜられた。(略)少なくとも鈴村少佐の帰朝報告を多分に採り入れたものと推測される参謀本部での印刷物に、『全国動員計画必要ノ議』と題するものがある。として、その構成が内容的に「鈴村少佐の調査したと思われる事項に符号する。この文書の表紙には、秘 大正6年9月於参謀本部印刷 **全国動員計画必要ノ議** と印刷されているが、この大正6年9月は鈴村少佐が帰朝して報告した時期と一致する。また「於参謀本部印刷」とあることは、「誰かが執筆したものを参謀本部で印刷したもの」と受け取れるのである」と書いて、出張した帰朝者は、省部関係者に所命事項について報告するのを例としていた、と注記した上で、文書の第1頁の「全国動員の考え方は、軍需工業動員法の起案、審議に参加した鈴村少佐の考え方と一致している」と記している(同書、44~47頁)。

ところで、筆者は、小論「挙国一致 論覚書」を1964年3月・10月に発表し、のち『大正デモクラシー・論集日本歴史12』(有精堂、1977.4)に収録されているが、その文中に、『全国動員計画必要ノ議』の主要部分を引用した。当時筆者は日本国際政治学会『太平洋戦争への道』の執筆分担を稿了出版後であったが、その共同研究のための資料蒐集の過程で、後藤新平関係文書(当時未公開)の中で、前記参謀本部文書を参見する機会を得て、戦史編纂官稲葉正夫・元中佐(前記太平洋戦争共同研究の助言者的役割)にもそのマイクロ・フィルムを戦史室の資料用に提出したと記憶している

が、その後の経過は確認していない。当時の戦史室は、資料の蒐集・整理と戦史叢書の執筆とが雁行していて極めて繁忙だったように覚えている。

その後、1960年前後（？）に京都大学人文科学研究所日本部会の週例会で森五六・元少将の回顧談を伺う機会をえて、先の『全国動員計画必要ノ議』文書について質問したところ、それは自分（森）が田中参謀次長の命令で作成したものだが、実物は自分の手許にはない、と明確に答えられていかにも懐しげな風情であった。当時の筆者は研究不足でそれ以上質疑は発展せず閉会した。

『日本陸海軍の制度・組織・人事』（日本近代史料研究会）によると、森五六（陸士第16期）福島生、明治18．10．23～昭和48．12．31。大正2．8大尉、同2．11 陸大卒、5．11 参謀本課員、6．8 佛駐在、8．4 少佐、（略）昭7．4 少将、10．3 待命予備役とあるから、前記文書は、森五六作成とすると、1916年11月から翌年8月にフランスに出張するまでの参謀本部第1課に勤務の間に執筆し、渡佛した翌月に参謀本部から印刷し限定配布されたことになる。

戦史叢書の記述は、出張帰朝者は省部関係者に、所命事項を報告するのが通例だと注記しながら、鈴木少佐の帰朝報告の直接資料は残っていないが、鈴木帰朝報告と「於参謀本部印刷」とは年月が一致するから、鈴木報告を聞いて（？）「誰かが執筆したものを参謀本部で印刷した」と受け取れる、と推測している。相当長文の意見書を、もし鈴木報告を聞いた、として同じ月内に作成・印刷ができるものなのか、まして、森大尉は鈴木少佐の帰朝する1ヶ月前に渡佛している。叢書執筆者は、総動員問題における陸軍省の参本への先導性を強調したいのかも知れないが、それにしても文脈になにか含意を感じざるをえない。

## 原、皇室に累を及ぼざる様全責任を負うべし

原首相は、田中陸相が上原参謀総長を抑えるために、山県元帥の威力を借り

ることには反対ではなかったが、山県の時局観等についてはなお多くの点で違和感を感じていた。

たとえば、三浦梧楼（長州・陸軍中将・枢密顧問官、山県とは対立）が原を来訪したときの対話の中で（1920.9.2）、原は、参謀本部が山県の後援で時勢を悟らず、先帝時代とは全く異なる今日に「統率権云々を振廻すは前途のため危険なり、政府は皇室に累の及ばざる様に全責任の衛に当るは即ち憲政の趣旨にて、又皇室の御為と思ふ。皇室は政治に直接御関係なく、慈善恩賞等の府たる事とならば安泰なりと思ふて其方針を取りつつあるも、参謀本部辺の軍人は此点を解せず、動もすれば皇室を担ぎ出して政界に臨まんとす、誤れるの甚だしきものなり」と述べ、三浦も、頼朝以来の幕府政権のために実は皇室は安泰をえた、として原に同意した。

また、原は、政府は政治上自分が責任を以て国政に当る方針を改めないと「将来累が皇室に及ぶの虞あり、然るに参謀本部などが天皇に直隷すとて、政府の外にでもある様に1にも2にも統率権を振廻さんとするは如何にも思慮の足らざるもの」であるから、これを一洗するためにも、田中の意見に賛成である、と田中に話している（1920.9.10）。

さらに、原は田中の辞表問題で山県を訪ねたときにも（9.13）、田中の辞表の取扱いについても、先帝時代と違って、今日の時勢に「単に聖断を云々」するのは考えもので、内閣が「飽まで責任の衛に当るを要す」と述べ、山県も「無論同感」と賛成している。

また、山県が皇室の事に言及したのをとらえて、原は重ねて、「政府は政治の全責任を負ふべく、而して宮中に関しては今日の場合元老全責任を負ふの外なし」と迫っている。

この元老の責任問題について、原は西園寺公望元老との対談の中で（1920.9.22）山県の発言には表裏があつて、その「口約言質は……役に立たず」と不信の意を表明し、宮中のことに関しても、宮中に迷信が入るのは恐るべきこと、「御信用の役人」を突如更迭するのは「上の御思召にも妙ならざる事」な

どの下田歌子（皇后節子の信をえているが、その人格には色々の世評あり）から聞いた話を引き合いに出し、波多野敬直の宮相更迭の如きは山県の「思慮足らざる様に思ふ」という原の意見に西園寺も同感を表し、「山県も余生幾何もなかるべし、山県長逝せば表向き中心なきに至り困難すべし」と述べた。

原も「其通りなり、故に山県後事を考ふべき筈なれども単に自己の身分を扶植するのみにて其辺の考慮なし、山県死せば閣下（西園寺）中心となりて宮中の事には心配ある外なかるべし」と、「政治は政府・宮中は元老の責任」との山県への発言を伝え、「其外に方法なし、又独逸流などと称して思召とか大権とか又は統率権とか云ふ事を振り廻はすは、却って累を皇室に及ぼすべき危険あり」と日頃の危惧を述懐し、西園寺も「全く同感なり」と応じている。

ここには、天皇嘉仁の脳病不治による摂政設置の不可避、摂政候補裕仁皇太子（当時19才）の器量に対する強い不安、統帥大権の空洞化と省部の対立の激化、軍閥統帥山県の元老としての自覚の薄さや恣意的な派閥人事に対する不満などで、眼前の宮中・府中をめぐる西園寺と原の両者の危機認識がいみじくも一致したといえる。前に記した皇族会議（1920. 5. 15）に、『皇室典範』の規定にはその構成要員に列挙されていないにもかかわらず、西園寺が元老の資格で出席しているのも、あるいは彼の元老としての責任自覚から出た行為かとも推察される。

かねがね「皇室を政争の外に置く」ことが政党内閣制の目的であると強調していた原は<sup>21</sup>、山県が、1920. 12. 7に正親町実正（従2・勲2・伯爵・公卿）侍従長を通じて、枢密院議長の辞表を捧呈した旨を原への書信の中で告げ、もし「御下問相成らば情願相違速に決行相成度」、今まで数回も断行を希望してきた、と述べた（12. 9『日記』）。おそらく心中穏やかでない原首相は、中村宮相にその不同意の旨を伝え、「皇太子の御洋行、陛下の御病氣遂に恐多き事ながら摂政の問題ともならん」というときに、山県や松方両元老が宮中から去れば、「国民の感情如何あらん、思茲に至らずとせば元老等も平生の忠君愛國論に不似合の事なりと説示」した（10. 10）。

しかもなお収まらぬ原は、同日、田中陸相にも、「宮中の事色々大問題あり、又人心の変化も甚しからんとする今日に於て、微動だも起す事の不可なるは元老等知り居るべき筈なり……宮中の事は全く元老等の尽力に一任するの外なし……宮中の事一切落着せしならば強て差止むる訳には往かざるべし、夫迄は不可なり」と強い不満を述べた上、翌日(10・11)には山県を往訪し、「篤と再考を望む」とその「趣旨を縷述」した。

ところが、山県は、「夫等の事は何等差支なき様になすべし、心配する事なし」と「種々陳弁」した。

原は、「国民の眼より見て宮中重要な出来事に際して、宮中に対する感情は決して単純のものにあらず。陛下の御病気の事も段々国民に知らるるものの如く、……御病気は御肉体にはあらずして御脳にあられる位は国民も悟る事と思ふ。故に是れは永く今日の俛には置かれまじく、……御詞の御明瞭を欠く事多し、故に摂政論は不遠起らざる得ざる事と思はるゝが、扨て摂政と云ふが如き事は皇室に取りても国家に取りても重大事件なり」、王家にとっても臣民にとっても「3代目は大切」で、徳川も家光によって基礎が固まり、ドイツは失敗したが、3代目には隆盛を極めた。「故に大切の上にも大切な事と思ふに、目前に之を知りながら其職を去ると云ふは、元老には出来得べき事にあらざるべしと切論して再考を求めた」が、山県は、松方元老の不得要領のことなどにも言及しながら、田中陸相や中村宮相からも原の説はきいたなどと話し、「思止まるとは云はざるも一考すべき様子」を示した。

原は、いずれ「御沙汰に因りて止まる」だろう、と予測している。原の予測の通り、山県は「御沙汰によりて留任する事となり、目下平田東助(山県系・従2・勲1・伯・22・9から内大臣・米沢)勅語の文案等に付、山県と宮相の間に斡旋し、是れ迄数回話せし事など挿入して内定する趣なり」(10・14『日記』)といささか勿体をつけているかにみえる。

## 東北人は「一山百文」 藩閥との確執

山県に対する原の直言は功を奏したようだが、それにしても、賣家と唐様で書く3代目の俗諺よろしく、摂政問題まで明言しての原の危機感は、山県の現状認識との落差の深刻さを露呈した。

このころ、山県は、西園寺が断るのを見越した上で、枢密院議長や内大臣（松方の後任）の就任方を事前に西園寺に打診し、前者には清浦奎吾を、後者には平田東助を当てることを策している。原は、「山県はいかに老耄せずというも、何となく老衰を思ゆ」と日記に書いている（10・8）。

山県は当時すでに82才、その位、人身を極めた肩書は、元帥陸軍大将正2位大勲位功1級公爵で、元老・枢密院議長を兼ね、官僚界や貴族院にも睨みをきかせ、長州軍閥の総帥としても大御所として鎮座している。

四竈海軍侍従武官は、「陸軍作戦綱領の件に関し、内山小二郎侍従武官長（陸軍大将）を小田原の山県公の許に差遣はさる。何時迄も実に御念の入りすぎたる感なき能はず、世間呼びて大御所を云ふ、また所以なきにあらず」と呆れ気味に海軍の立場から批判している<sup>22</sup>。

ところで、原敬は、南部藩の家老家に二男として生まれ、維新の動乱時には多感な12才の少年だった。若き天子を「玉」（木戸孝允や岩倉具実らの表現）として擁し、錦旗を押し立てて奥州にも征伐軍を送った「官軍」の薩長勢は、東北人を「一山百文」と蔑称した。

結局、戊申の役に勝利した明治政府は4大雄藩（薩長土肥）を中心とした新政権を樹立した。この間、会津若松城での白虎隊（16、7才）の壮烈な憤死や上野における彰義隊の自決等の相次ぐ滅亡の悲劇は、同世代に近い原敬少年にも強烈な衝撃を与えたに違いない。

生涯、職を賭してまで爵位を固持してその信念を貫徹したのも、初めは「一山」と号していた彼の俳号を、のちに「逸山」と表現を改めたのも、彼なりの体験からの誇りと自負心を表わしたものであろう。

かって、シーメンス事件のため第一次山本権兵衛（薩摩・海軍大将）内閣が総

辞職(1914.3.24)し、同時に内相を辞した直後の原敬を、同郷の後藤新平(水沢藩)が来訪したとき、原は、「余等は共に奥州の片田舎に生れて今日あるものなり、愚図々々するも馬鹿らし」と後藤の政友会入りを勧誘している(3.28『日記』)。

### 天皇嘉仁の病状進行と宮中問題

「家の子郎党を以て枢府及び宮中を占領するも、彼(山県)の没後は忽ち4分5裂せん、困ったものなり」と慨嘆する原に西園寺も同意し、「山県没後宮中の事は如何にせば可なるや予め考慮し置かれたし」と原に求め原も「尤もの次第なり」と答えている。

したがって、山県評価にその距離を置く原は、西園寺からの伝聞で、山県が「原は党本位なるが今少しく勤皇の態度を取るを望む」と語ったと耳にして(10.8)、原は「ドイツ流に皇室をかつぎ廻ることを勤皇と心得ては大間違い、却って途方もなき反動を生ずる虞」あることを西園寺に「内談」し、西園寺も同意している(10.20)。

前述の参謀本部改革問題にしても、軍部改革はその内部の力に依拠してこそ始めて成ると確信する原が、田中陸相の参謀本部攻撃には同意しながらも、長州軍閥の寵児である田中が、その最も恩愛を受けた大御所山県元帥の威令を借りて、かつての上司である上原参謀総長を掣肘するという、や<sup>23)</sup>敵本主義的な謀略に全幅の信を措いていたとは思われない。

それは、参謀本部・文部省廃止論を公表しようとする高橋蔵相を抑えて、「実際は行はれずして徒らに反対者を造<sup>マツ</sup>くまでの事なり。国家に何の利益もなし、又之を実行せんとならば、内閣の議を固め、万難を排して決行せざるべからず」と説諭している決意からも推測できるのではなからうか。元老としての山県の宮中認識に不満を抱く原としては、山県から原も「今少しく勤王の態度を取るを望む」などと評されては、いかにも心外千万というところであったにちがいない。

天皇嘉仁の脳障害は、1919年秋以来表面化し、その後は皇后節子がつねに随伴して転地静養に勉め、たとえば国会開院式での勅語も、第42議会（1919. 12. 26）以来原首相がこれを代読し、1920年3月の宮内省による国民への天皇病状公表以後、屢次の公表を重ねている（1920. 7. 24、1921. 10. 4）。これは、近い将来の「摂政」制度実施を不可避と予想し、国民への動揺を少しでも事前に緩和したいとの、西園寺元老や原首相ら為政者の懸命の配慮のあらわれでもあった。山県元老の宮中問題への無責任な態度を糾す原首相の慨嘆は前にも述べた。

なにしろ、万世一系の皇祚を受け継ぎ、神聖不可侵の天皇が、こともあろうに脳障害が昂じて、統治・統帥等の広汎な天皇大権の行使が不可能となる。国民感覚からすれば、「神格化された上御一人」と、脳障害の「現御神」との異質の落差に衝撃を受けたに違いない<sup>24</sup>。

原武史『大正天皇』は、原首相が嘉仁に脳病の疑いがあることを聞くまでの（1919. 2）の『原敬日記』の記述を辿りながら、そこに「浮かび上がる」天皇嘉仁は、「気さくな人間味あふれる天皇（皇太子）であり、時にしっかりした政治的意思を表明する天皇」であり、その意見の大部分は、明治天皇の重々しい「遺産」に対する「違和感であったと要約しても、決して過言ではない……そこにはまさに、近代天皇制の根幹を揺るがしかねない内容が含まれていた」と重視し、大正天皇が「明治天皇と同じ意味での「天皇」になることを拒み続け、ついには「簡単なる御勅語すら十分には参ら」なくなるほど病気が進んだ「実像が白日のもとにさらされることを、何よりも恐れた」のが、原首相がその死後50年間は日記の封印を遺言した理由ではないか、と著者は論点を提起している。

天皇嘉仁の病状は、筆者にはその医学的な専門の判定は致しかねる。宮中大奥に仕人として25年間勤務した小川金男<sup>25</sup>は、大正天皇即位直後に、宮内省から仕人達に訓令があって、「陛下は誰にでも気易く話しかけられる御癖があるから、仕人は決して陛下の御前に姿をお見せしてはならぬ」と注意された、

と記している。

また、馬車や軍艦の速力を早めさせて喜ぶ「無邪気なところ」とか、集会の場に見知らぬ人物がいて、「どこのものか、今何をしているか、親はいるか、子供は何人あるのか」など質問が詳細をきわめて、お附のものを当惑させたり、「蔭日向のあるものを極度に嫌悪」し、「嫌いな侍従」にはわざと出張を命じてその不在中を楽しむ、などの事例を挙げて、小川は、嘉仁の「短い生涯」で「臣下の作為や蔭日向については、常に神経を煩らわ」せていたが、後に病気が進むにつれて、「それがむき出しの嫌悪の感情になってあらわれた」と記している。そして、自分のからだには「極端なほど神経質」であった嘉仁が、18年夏、静養中の日光で急に神経病に襲われ、その年末には、葉山に行幸中に病状が「更に悪化し、激痛のために脳症」をおこし、翌年から「健忘症におかかり」になった、という。

小川によれば、例のいわゆる「勅語遠眼鏡」問題も、「明らかに誤伝」の「風説」であって、自分が健忘症であることを常に気にしていたので、勅語がうまく巻かれているかどうか気がかりで「そういう仕草で一応おしらべになったもの」と解説している。

それが、「崩御の前年」(1925)には「すっかりお脳にきてしまい、ひどく健忘症」になったが、「それでも運動しなければおからだに悪い」という様子で、よく廊下を歩きながら「気を引き立てて鼓舞するように」軍歌を唱ったが、それはきまって「道は680里」であった。だが健忘症のため「道は680里、長門の……」の次が思い出せないので、また「道は680里、長門の……」を「しょっちゅう繰返<sup>ママ</sup>えされながら、力づけるような御様子で、陛下が廊下を歩いておいでになる」のを見て、「なんともいえないお痛わしい感じを受けた」と書いている。当時御用邸に飼われていた九官鳥がこの歌詞を覚え込んでしまって、「森閑と静まり返った昼下り」の廊下で、九官鳥がひとり「道は680里」を唱うので、女官などはよく天皇と間違えたという。

また先にも引用した四竈海軍侍従武官は、1917～23の間その職に在ったが、

すでに18年夏頃から天皇嘉仁の言語不明瞭に気付いている。原首相がその脳病の疑いを聞いたのは1919年の2月（已述）で、「自覚なき模様」を原首相も四竈も嘆いているが、嘉仁には幼少の頃からその言動には偏執的傾向が強く、小川が指摘するように、自分の健康には「極端なまでに神経質」であったから、おそらくはリクリエーションとしての運動や玉突き、軍歌の唱和などには異常なまでの執着を示したのではなかろうか。四竈の日記には、たとえば、（1919 . 8 . 31）運動午後110分、軍歌6時から儀仗隊演奏40分、玉突8時半から9時、（1919 . 9 . 26）姿勢「思はしからず……御大儀の御模様」（1919 . 10 . 2 . 7）全体不自由、運動なし、（1919 . 10 . 23）海軍特別大演習、御召艦「摂津」、6時の夕食時から兵員の軍歌を聞召す、（翌10 . 24）夕食時軍歌を所望し乗員が後甲板に集合、軍楽隊4曲演奏、食事後「角力天覧」、演習中止後、島村軍令部長に清酒1打・<sup>スルメ</sup>鰯10枚、次長以下に清酒17打・鰯170枚、乗員には紋付煙草2500本、清酒2樽下賜、（1920 . 1 . 19）葉山に避寒、運動計画、朝8：30から30分、午後2時から60分、夜玉突（この頃健康すぐれず還幸は4月中旬まで延期）（1920 . 4 . 12）午後1：55運動、午後4時に4男澄宮（のちの三笠宮4才半）と会う約束が、数分遅れて縁先で待っていた澄宮と「邂逅」したが会釈しただけで過ぎた。（1920 . 7 . 22）「夜の御球戯は例による軍歌盛んなり」（この頃、尼港問題や宮中某重大事件・皇太子裕仁洋行問題等で宮中や世間は騒然としており、2日後には第2回目の天皇病状が公表された）（1920 . 7 . 27）日光避暑行幸啓に、乗車のためプラットホームで2回歩行停止、歓送の衆目にかくせず、（1920 . 9 . 21）午後運動平常の如く、また夜の球戯は「名許りにて軍歌のみ盛んなり、御相手少々閉口」（1920 . 11 . 23）宮中での最重要儀式である新嘗祭に嘉仁天皇親祭できず、九条道真掌典長（皇后節子の兄）が奉仕し深夜0：45終了、天皇も1：30に就寝、（1920 . 12 . 23～1921 . 4 . 21）葉山避寒、（1921 . 1 . 1）元旦、運動1時間、夜球戯常の如し、（1921 . 4 . 20）新宿御苑での観桜会に皇后出席、天皇は内庭に数日前に移植した八重桜を觀賞、（1921 . 5 . 17～6 . 22）沼津行幸啓、乗降余程難儀、（1921 . 7 . 15 塩原 ～7 . 22 日光 ～9 . 21 還幸敬）サーベルの陸軍服をやめ短剣の海軍

服着用、(1921. 9. 28) 玉体、2、3日来右に屈曲甚だし、他に格別の故障なし、(1921. 10. 4) 第4次天皇病状を発表し各紙号外、『読賣』紙が「重態」と誤報、世上を騒がせ株式暴落、今までの発表は「聊か事実に遠くいつも御宜しき方」とのみ発表されてきたが、今回は新宮内大臣(牧野伸顕)の考えで「稍々赤裸々に」公表した結果、「忠誠の臣民に驚愕を与へたること激甚」だが、「事実に於て格別の御急変ありしにあらざり」(原首相はこの点を日記に、「從來と異なり、御快方に向はせられざる事を記載したり」と書いている。明らかに「摂政」実現への国民向けの布石であろう)。(1920. 10. 15) 朝鮮第19師団に第75(会寧)、76(羅南)連隊新設、軍旗授与、「聖上静養中」だが、「軍隊最重要儀」として御座所で挙行、参謀総長・教育總監参列、軍旗は侍従武官長から陸相、連隊旗手へ手渡(本来は式部職の司宰だが、今回は略式)。(1920. 10. 29) 21年度の「海軍戦時編制」同「作戦計画」策定の件、かねて海相からの決濟奏請書類は決裁前諮詢のため、井上良馨・東郷平八郎両元帥宅に侍従武官長を差遣し即日決濟終了、(1920. 10. 31) 天長節、祝宴なし、観兵式は皇太子裕仁名代(陸海軍少佐に進級)(注・この頃、瑯春を中心に間島地方で朝鮮人の抗日武闘益々激烈)。(1921. 11. 4) 原首相暗殺される。(1921. 11. 22) 「宮中にては重大事件着々進捗の様子にて、何となく空気陰鬱を覚ゆるも悲し。松方内大臣及び牧野宮内大臣打揃ひ拜謁して、愈々摂政殿下を置かれる様、会議を開かしめらるべき旨言上せしも、(天皇が)充分の御理解あらせられしや否や知る由なかりしと」。(1921. 11. 25) 大詔渙発、摂政制宣布。

こうして、天皇嘉仁は「摂政」の説明にも充分の理解のないままに、帝国憲法と皇室典範に規定された責務から解放されることになった。(「摂政」制度の実施については後述)。しかし天皇嘉仁の日課の運動等は続けられ、四竈の1921. 12. 8の日記には、「至って天機麗はしく御談笑、度々己れは別に身体が悪くないだろーと仰せらるゝは、其御意何れに存せらるゝやを拝察するに由なきも、今日の御境遇誠に御痛はしき極みなり、尤も御自身には格別御病症御自覚あらせられざるものならん」と嘆いている。

一方、牧野宮相は、側近者（四竈を含む）を集めて心得を説き、摂政を置いてもそれは「御政務の一事を御依托」されるだけのことでその他は従来通り、側近者としては、天皇の身边が急に閑散になり、そのため病状に影響を及ぼさないように努めてもらいたい、と要請した（1921. 11. 25）。

さらに同じ日、宮内省は天皇嘉仁の病症の経過を詳しく国民に発表したが（下記に要約）、四竈は激しくこれを難詰し、「心あるものの此の発表を見て誰か慨嘆せざるものあらん……嗚呼世は澆季なる哉」と日記に記している。四竈をして「世も末」と憤らせた宮内省発表には、天皇は1914、5年（35、6才）頃から姿勢や歩行が不安定で、言語にも渋滞を来し、1919（大正8）年以後は議会開院式にも欠席、転地静養に努めたが快方に向わず、「御動力は日を逐って衰退」した。これは幼少以来の脳病に原因するもので、最近は「遂に大政を親らし給ふこと能はざる」状況となったので、摂政制度を採るの余儀なきに至った、と不治の病因は幼少以来の脳病にあることを明示したものであった。

四竈は「嗚呼何たる発表ぞ、昨日までは、叡慮文武の聖上と其の御聖徳を頌しつつ、今日俄然此の発表あり」、宮内省はこれを如何に釈明し謝罪するのか、「今や統治の大権施行を摂政殿下に托し給ひ」専ら静養に努めようとする天皇に「何の必要ありてか此の発表を敢えてしたる、余は茲に至りて宮相の人格を疑はざるを得ざるなり」と牧野の人格に疑問を呈している。そして、新聞報道も、今さらの如く「無闇に摂政殿下の御懿徳を賞揚し奉て」却ってその孝心を傷つけている記事が多い、と痛憤している。嘉仁の侍従武官長内山小二郎（陸軍大将・従2位・勲2等・功2級）が男爵を授与されたのにも、四竈はまずは「潔ぎよく骸骨を請うて命を待」ち、その後の授爵なら已むをえないが、とその対応を批判している（1921. 11. 26）。

そして、その後も天皇嘉仁は、運動や夜の球戯、軍歌等の日課の実行には相変わらず精を出し、ある夜には守備隊員の遊戯を内庭で観覧して「聖上大いに御満足」（1921. 5. 2）あるいは「軍歌殊の外御はずみあらせられ、度々御同唱遊ばせらる」（1922. 8. 2）、また避暑先の日光では、学童たちが天長節奉祝の

旗行列で、君が代の外、天皇愛唱の軍歌「橘中佐」を一斉に高唱した(1922. 8. 31)。民間市井の人ならば深く掬すべき同情も、こと、国務における「元首」・「大元帥」として、および皇族監督者(『皇室典範』§35)としての、国家の機軸たる天皇の無為・空洞化は到底赦されるべきではなかった。

ともあれ「悲劇の天皇」(原武史)であったことは間違いない。(続)

## 注

- 1) 「対外政策と世論」は、筆者稿『日ソ政治外交史』有斐閣、1985年に収録。なお、大正天皇の侍従武官(海軍)四竈孝輔はその日記に、貴衆両院議員主催の尼港殉難者慰霊祭(1920年6月4日)には皇族も参拝、両陛下祭祀料1000円御供」と記し、また10月3日(日)の午後に子どもを連れて浅草の尼港殺害実況展覧会を見物、「三天の童子なほ憤慨措く能はざるもの多く鬼畜パルチザンの所業を悪まざるものなかりき」と書き残している(四竈孝輔『侍従武官日記』芙蓉書房、1980年)。溝口白羊編著『国辱記』日本評論社(1920年)は「尼港事件」のルポルタージュで、血痕の滴する毒々しい装幀で470頁、定価2円80銭だが、筆者の所有本は1920年8月10日に11版を重ね、初版は1ヶ月前の7月10日発行、とある。当時としては高価本にも拘らず異状な賣行きを示したと思われる。
- 2) 高倉徹一『田中義一伝記下巻』同刊行会、1960年、330 - 38頁。
- 3) 原武史『大正天皇』朝日選書、2000年、24頁。
- 4) 『原敬日記』1919年2月15日。
- 5) 四竈、前掲書、1919年8月6日。
- 6) 『原敬日記』1919年12月26日。
- 7) 同前、1920年4月14日。
- 8) 四竈、前掲書、1920年4月10日、203頁。
- 9) 『致誠日誌』1920年4月20日、『杉浦重剛全集』第6巻所収。
- 10) あたかも、1920年3月17日には「皇族降下令」が可決された。これは、際限なく皇族が増加することは、国家・皇室のために宜しくない、ということで、皇族は8世で臣籍に降下する旨を『皇室典範』の準則で定めたものであった。『原敬日記』。
- 11) 6月18日・19日、『原敬日記』。四竈も6月19日「原首相参内、尼港事件につき委曲伏奏」と日記に認めている。
- 12) 高倉徹一『田中義一伝記下巻』、同刊行会、1960年、192 - 210頁。
- 13) 同前、195頁。
- 14) 同前、196頁。
- 15) 同前、198 - 99頁。
- 16) 1920年2月、山県は内閣々員あてに思想問題に関する意見書を送付しており(『後

藤新平関係文書』、牧野良二『中橋徳五郎』伝記にも全文引用されているが、大山梓『山県有朋意見書』にはこれが欠落している。

17) 高倉、前掲書、200頁。

18) 同前、201頁。

19) 『皇室典範』「第55条 皇族會議八成年以上ノ皇族男子ヲ以テ組織シ内大臣枢密院議長宮内大臣司法大臣大審院長ヲ以テ參列セシム」。「第56条 天皇八皇族會議ニ親臨シ又八皇族中ノ一員ニ命シテ議長タラシム」。

当日の皇族會議には、議長・伏見宮貞愛王、皇太子裕仁（天皇代理）、北白川宮、朝香宮、伏見若宮、閑院宮、久邇宮、山県有朋（枢密院議長）、波多野敬直（宮相）、原敬（法相兼任）、松方正義（内大臣）、西園寺公望（元老）が出席したが、従来は皇族男子には臣籍降下の規定がなく、皇族の間では、経済的理由で皇族身分を剥奪されることに強い不満があった。なお、同日、皇族會議の不首尾閉会后、山県は、松方と西園寺に久邇宮良子妃の色盲問題を初めて洩らし、山県は皇太子・良子結婚に反対の意向を表明、松方も同意したが、西園寺は、「一癖」ある久邇宮が婚約取消に素直に同意するかは疑問であると心配した。同日『原敬日記』。なお、大野芳『宮中某重大事件』、講談社、1993年、129頁。

この日の皇族會議に欠席した大審院長は横田國臣である。西園寺公望は元老の資格で出席しているようであるが、『皇室典範』の規定には元老は列記されていない。

波多野の宮相辞任について、四竈侍従武官は、「誠に急転直下寝耳に水とはこの事なり」と、天皇不例の折から免官の必要も無さそうなもの、と驚いている（四竈『日記』1920.6.18）。

20) 『原敬日記』 1918.3.14、小山弘健が軍需工業動員法の成立と日本工業倶楽部の設立とを結びつけて、これを1918年日本独占資本主義の確立の指標としているのは事実に反する（小山弘健『日本帝國主義史』参照）。

21) 同前、1914.3.31。

22) 四竈、前掲書、1920.9.18の項。

23) 上原勇作は1856～1933、宮崎県生、旧陸士3期、1915.2、陸軍大将・軍事参議官、1915.12～23.3、参謀総長、21.4、子爵・元帥、妻は元帥野津道貫（薩摩）の女。

田中義一は1863～1929、長州出身、旧陸士8期、1915.10、中将・参謀次長、1918.9、陸軍大臣、1920.9、男爵、1921.6、陸軍大将、1923.9、陸相再任、したがって、田中は上原より年令は7年若く、旧陸士は5期後輩で、1915.12～1918.9の3年間に上原参謀総長の下で次長を務めたことになる。

24) 原武史『大正天皇』（前出）は、天皇嘉仁を「悲劇の天皇」としてとらえ、「遠眼鏡事件」に焦点をあてて筆を起し、丸山真男の体験談なども引用しながら、これが病身嘉仁のイメージ形成に大きく影響していることに異を唱えている。ついであるが、筆者（1924生）も小学生時代に、父親（1894年生）から「大正の天ちゃんの望遠鏡」の話は何回か聞いた。

なお、原『大正天皇』p17、3行目、中村雄次郎宮内大臣、とあるのは、波多野敬直宮相(1920.6.17辞職)の間違いであろう。

- 25) 小川金男『宮廷』日本出版協同、1951.6、小川によれば、仕人の職務は、検番・不審番・玄関番・奉賀受付など雑多で、いわば「徳川時代の茶坊主、中国の宦官」に似ているという。